

## 参考資料(今後の集落のあり方関係) 目次

## 1. 集落の現況

- ・過疎地域における集落の概要 ……3、4
- ・中山間地域集落の動態と現状(山口県の例) ……5、6
- ・集落でみた市町村合併による市町村の規模変化  
(新潟県の例) ……7
- ・集落機能とその維持状況 ……8
- ・集落機能の低下により生じる問題 ……9
- ・集落機能の低下による影響 ……10
- ・住民の自主的活動のための仕組み ……11
- ・集落住民の満足度と居留意向 ……12
- ・個別事例にみる集落の生活実態  
(基幹集落・基礎集落) ……13、14

## 2. 集落活性化への取り組み

- ・地域のつながりの確保のための「広場」の創出 ……16
- ・「道の駅」を核とした集落活性化の事例  
(山口市仁保地区) ……17
- ・高齢者を活かした集落活性化の事例  
(島根県津和野町野中地区) ……18
- ・ITを活用したコミュニティ活性化の事例  
(広島県庄原市高野町高暮地区) ……19
- ・集落協定を活用した集落活性化の事例  
(宮城県加美郡加美町芋沢集落) ……20
- ・集落再編の事例 ……21、22
- ・集落移転・再編成の必要性についての  
住民の意向 ……23
- ・集落移転後の評価 ……24

## 3. 将来的に存続が危ぶまれる集落の現況

- ・自立的な地域社会の維持困難地域 ……26
- ・消滅する可能性のある集落の現況 ……27、28

## 4. 災害の危険がある集落の現況

- ・災害時の孤立化予想 ……30
- ・集落における災害対策の状況 ……31
- ・集落の雪害の可能性 ……32

## (参考)

- ・県・市による集落を対象とした条件不利地域施策  
……34、35
- ・国における集落整備に係る各種の施策 ……36、37

# 集落の現況

表1 過疎地域の集落数・集落人口

	市	町	村	計
集落数	4,516	34,852	9,321	48,689
	9.3%	71.6%	19.1%	100.0%
集落人口	1,079,262	5,742,418	1,148,677	7,970,357
	13.5%	72.0%	14.4%	100.0%

(参考)平成12年国勢調査による全国の人口は126,925,843人。

表2 過疎地域の市町村区分別・人口規模別集落数

市町村区分	～24	25～49	50～99	100～199	200～499	500～999	1000～	不明	計
市	284	534	1,143	1,216	933	255	149	2	4,516
	6.3%	11.8%	25.3%	26.9%	20.7%	5.6%	3.3%	0.0%	100.0%
町	2,688	5,372	9,573	9,061	6,347	1,309	425	77	34,852
	7.7%	15.4%	27.5%	26.0%	18.2%	3.8%	1.2%	0.2%	100.0%
村	1,183	1,935	2,574	2,093	1,227	241	43	25	9,321
	12.7%	20.8%	27.6%	22.5%	13.2%	2.6%	0.5%	0.3%	100.0%
計	4,155	7,841	13,290	12,370	8,507	1,805	617	104	48,689
	8.5%	16.1%	27.3%	25.4%	17.5%	3.7%	1.3%	0.2%	100.0%

表3 過疎地域の1集落当たりの人口

市町村区分	平均値(人)	中央値(人)
市	239.1	118
町	165.1	98
村	123.6	74
全体	164.0	95

(参考)ここでの集落の捉え方  
一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された地域であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位とする。

(注)過疎地域市町村(1,230市町村:H14.4)の過疎対策担当課に対するアンケート調査(平成11年12月実施)による。

(出典)国土庁「平成11年度 過疎地域等における集落再編の新たなあり方に関する調査報告書」をもとに国土交通省国土計画局作成

# < 過疎地域における集落の概要 >

表4 過疎地域の市町村区分別・世帯規模別集落数

市町村区分	～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100～199	200～499	500～	不明	計
市	319	734	661	953	1,000	496	254	96	3	4,516
	7.1%	16.3%	14.6%	21.1%	22.1%	11.0%	5.6%	2.1%	0.1%	100.0%
町	3,200	7,394	6,057	7,335	6,618	2,895	1,070	204	79	34,852
	9.2%	21.2%	17.4%	21.0%	19.0%	8.3%	3.1%	0.6%	0.2%	100.0%
村	1,472	2,490	1,673	1,679	1,293	540	140	15	19	9,321
	15.8%	26.7%	17.9%	18.0%	13.9%	5.8%	1.5%	0.2%	0.2%	100.0%
計	4,991	10,618	8,391	9,967	8,911	3,931	1,464	315	101	48,689
	10.3%	21.8%	17.2%	20.5%	18.3%	8.1%	3.0%	0.6%	0.2%	100.0%

表5 過疎地域の1集落当たりの世帯数

市町村区分	平均値(世帯)	中央値(世帯)
市	86.4	40
町	54.7	31
村	38.7	23
全体	54.6	30

表6 過疎地域の市町村区分別・集落類型別集落数

市町村区分	中心集落	基幹集落	基礎集落	無回答	計
市	147	355	4,011	3	4,516
	3.3%	7.9%	88.8%	0.1%	100.0%
町	1,695	3,423	29,425	309	34,852
	4.9%	9.8%	84.4%	0.9%	100.0%
村	543	1,038	7,714	26	9,321
	5.8%	11.1%	82.8%	0.3%	100.0%
計	2,385	4,816	41,150	338	48,689
	4.9%	9.9%	84.5%	0.7%	100.0%

表7 過疎地域の市町村区分別・高齢者割合50%以上の集落数

市町村区分	高齢者割合50%以上	高齢者割合50%未満	計
市	203	4,313	4,516
	4.5%	95.5%	100.0%
町	2,463	32,389	34,852
	7.1%	92.9%	100.0%
村	991	8,330	9,321
	10.6%	89.4%	100.0%
計	3,657	45,032	48,689
	7.5%	92.5%	100.0%

(参考)集落の類型について

集落の類型区分については、明確な定義はないが、ここでは以下のように分類されている。

中心集落: 地域の中心的な集落であり、古くから地域の要所となっていたため、役場等の行政機関や事務所等が集積する。

基幹集落: 基礎集落の分布の中にあつて、住民の日常生活上、集落間の要となつて存続している集落であり、主として谷筋の分岐点やその他交通上の要所となるような地域に分布する。

基礎集落: 地域社会を構成する最も基礎的かつ原单位的な集落であり、いずれの地域にも広く分布する。

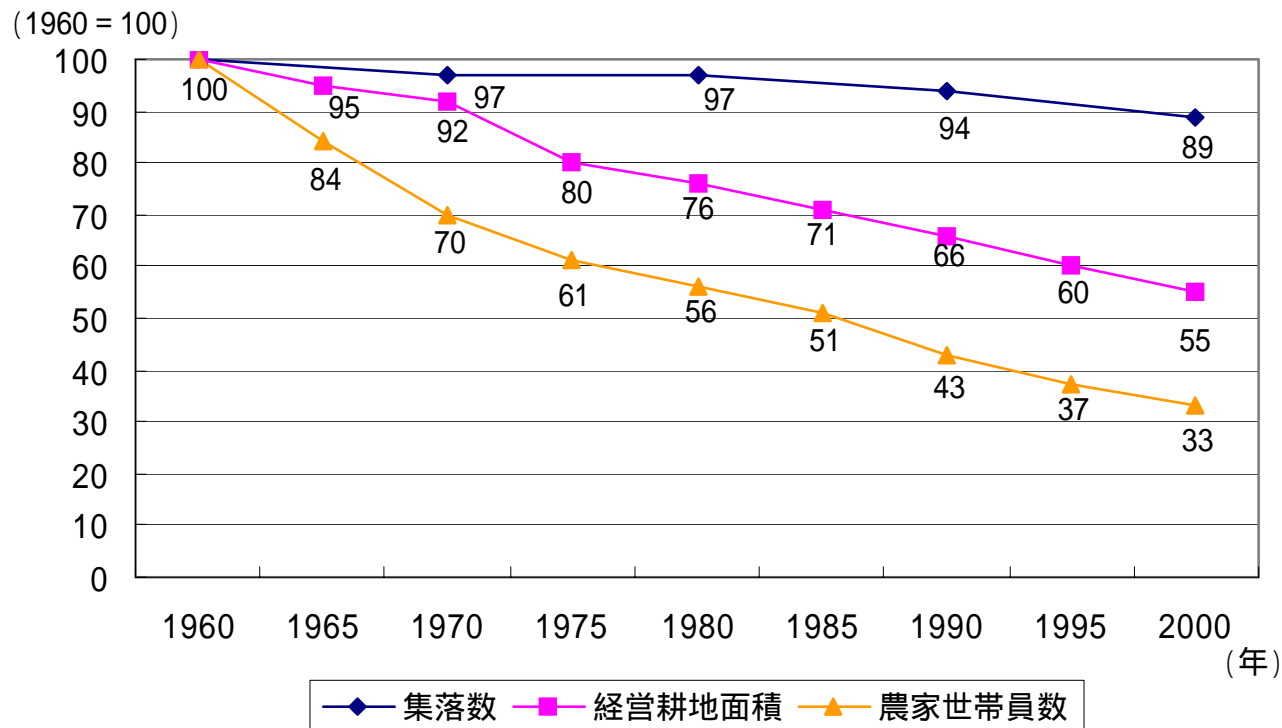
(注) 過疎地域市町村(1,230市町村:H14.4)の過疎対策担当課に対するアンケート調査(平成11年12月実施)による。

(出典)国土庁「平成11年度 過疎地域等における集落再編の新たなあり方に関する調査報告書」をもとに国土交通省国土計画局作成

山口県中山間地域の農家世帯員数は、1960年からの40年間で約1/3に減少している。これと並行して経営耕地面積も10年遅れの1970年代から減少し、2000年には1960年の約1/2に減っている。その後、1990年から集落数の減少が始まっており、「人」「土地」「ムラ」の空洞化のプロセスがみられる。

## 集落数・農家世帯員数・経営耕地面積の動態

(1960年 - 2000年: 山口県中山間地域全体(旧村単位))



資料: 農林水産省「農業センサス」(各年版)

注1) 各指標について、1960年の数値を100として以降の推移を示している。

注2) 2000年時点の山口県中山間地域(旧村単位)に基づいて再集計している。

注3) 1990年センサスから農家定義が変わったため、1985年から1990年にかけての農家世帯員数と経営耕地面積データの連続性について注意が必要である。

1960年から2000年の間に、山口県中山間地域全体の人口は1/3まで減少しているが、高齢人口はほぼ一定で不変。一方、2000年の青年人口は1960年の14%に、2000年の壮年人口は1960年の33%に激減している。

### 年齢階層別農家人口の変動(中山間地域全体)

(単位:人)

	総人口		青年人口 (29歳以下)		壮年人口 (30～59歳)		高齢人口 (60歳以上)	
1960年	371,943	(100)	195,168	(100)	122,128	(100)	54,557	(100)
1970年	265,869	(71)	105,803	(54)	106,026	(87)	54,040	(99)
1980年	207,540	(56)	67,262	(34)	85,980	(70)	54,298	(100)
1990年	160,892	(43)	42,901	(22)	61,573	(50)	56,418	(103)
2000年	121,756	(33)	28,001	(14)	40,293	(33)	53,462	(98)

資料:農林水産省「農業センサス」(各年版)

注1)集落単位の1970年センサスデータでは65歳以上が表章されていない。そのため、全期間を通して、壮年層と高齢層の区切りを、便宜的に60歳としている。

注2)2000年時点の山口県中山間地域(旧村単位)に基づいて集計している。

## < 集落でみた市町村合併による市町村の規模変化(新潟県の例) >

市町村合併の進展により、地方公共団体が担当する集落の数は増加傾向にある。

### 市町村合併による集落で見た市町村の規模変化(新潟県)

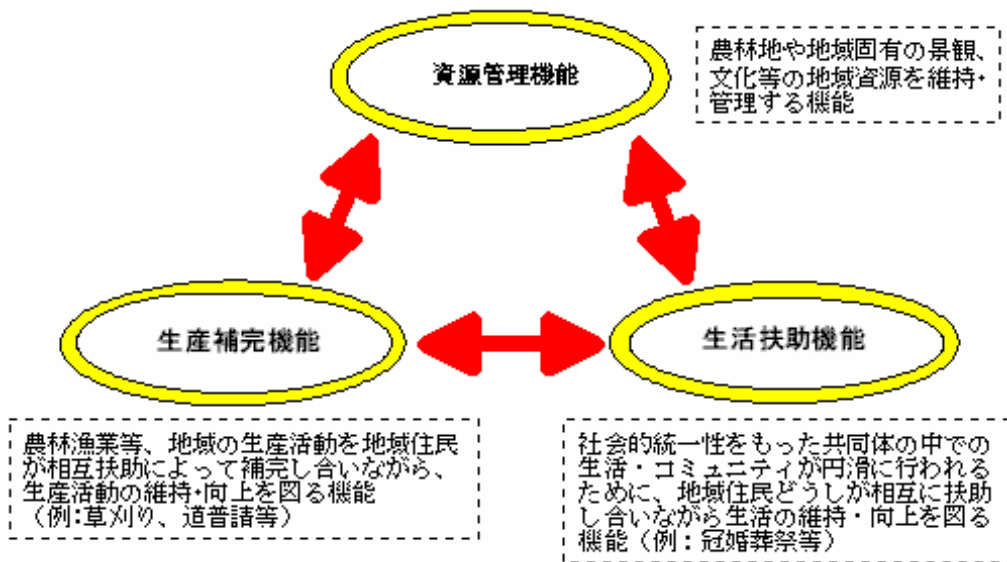
	平成合併前		平成合併後	
市町村数	112		35	
1市町村あたり集落数	43		135	
同上(合併市町村のみ)	-		243	
同上(未合併市町村のみ)	-		38	
集落数で見た 大規模市町(上位10位)	上越市	215	上越市	672
	新潟市	149	新潟市	584
	新発田市	146	長岡市	451
	長岡市	141	佐渡市	347
	柏崎市	128	十日町市	269
	十日町市	118	新発田市	252
	白根市	108	南魚沼市	203
	糸魚川市	108	柏崎市	185
	小千谷市	99	三条市	173
	新井市	89	阿賀野市	170

- 注: 1) 資料 = 総務省合併資料(ホームページによる)および農林水産省「農業センサス・集落調査」(2000年)より作成  
 2) 「平成合併前」とは1999年3月31日以前、「平成合併後」とは2006年4月1日以降を指す。  
 3) 集落数は時期によらず2000年時点のものを採用した。

# < 集落機能とその維持状況 >

集落機能は、過疎集落の約75%で良好に維持されている一方、10%で維持が困難となっている。特に、中国・四国地方で維持困難の傾向が強い。

## 集落機能のイメージ



## 集落機能の維持状況

【過疎地域市町村における集落機能の維持状況調査】

機能維持状況	集落数
困難	4,595 (10%)
普通	6,253 (15%)
良好	35,500 (75%)
計	46,348 (100%)

## 地方ブロック別集落機能維持状況

【過疎地域市町村における集落機能の維持状況調査】

< 過疎市町村 > (各項目の集落数合計値を100とした)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
困難	238 5.2	443 9.6	454 9.9	138 3.0	88 1.9	293 6.4	1,050 22.9	1,018 22.2	865 18.8	8 0.2	4,595 100.0
普通	518 8.3	793 12.7	450 7.2	148 2.4	344 5.5	414 6.6	1,463 23.4	553 8.8	1,562 25.0	8 0.1	6,253 100.0
良好	2,859 8.1	6,495 18.3	2,327 6.6	1,450 4.1	760 2.1	1,575 4.4	6,431 18.1	3,819 10.8	9,604 27.1	180 0.5	35,500 100.0
計	3,615 7.8	7,731 16.7	3,231 7.0	1,736 3.7	1,192 2.6	2,282 4.9	8,944 19.3	5,390 11.6	12,031 26.0	196 0.4	46,348 100.0

(注)

過疎地域市町村1,170市町村(三宅村を除く)の過疎対策担当課及び特定市町村等102市町村の集落対策担当課に対するアンケート調査(平成12年度実施)による。



## < 集落機能の低下により生じる問題 >

集落機能の低下により、耕作放棄地の増大や管理放棄林などの土地利用関連問題が生じている。

### 集落機能の低下による社会基盤等の状況 (過疎地域市町村)

項	目	集落数	(%)
生活関連	住宅の荒廃	1,092	22.4
	集落内道路・農道の荒廃	556	11.4
	集会所・公民館等の荒廃	240	4.9
	小学校等の荒廃	226	4.6
	共同墓地等の荒廃	89	1.8
産業基盤関連	用排水路・ため池等の荒廃	449	9.2
	倉庫、貯蔵庫等の荒廃	122	2.5
	共同作業場の荒廃	121	2.5
地域文化関連	伝統的祭事の衰退	1,136	23.3
	伝統芸能の衰退	520	10.7
	神社・仏閣等の荒廃	160	3.3
自然環境関連	森林の荒廃	1,420	29.2
	動植物等生態系の変化	216	4.4
	河川・湖沼・地下水等水量の変化	194	4.0
災害関連	獣害の発生	1,852	38.0
	土砂災害の発生	317	6.5
	洪水の発生	67	1.4
景観関連	棚田・段々畑等の景観の荒廃	1,116	22.9
	その他集落景観の荒廃	881	18.1
土地利用関連	耕作放棄地の増大	2,872	59.0
	管理放棄林の増大	1,709	35.1

(注1)

集落機能の維持について、「良好」「普通」「困難」の3区分のうち「困難」と回答した集落(4,595集落)に占める割合

(注2)

過疎地域市町村1,170市町村(三宅村を除く)の過疎対策担当課及び特定市町村等102市町村の集落対策担当課に対するアンケート調査(平成12年度実施)による。

# < 集落機能の低下による影響 >

## 集落機能低下による影響範囲

< 集落機能の衰退 >	< 発現する現象 >	< 個人レベルでの影響 >	< 集落レベルでの影響 >		< 市町村レベルでの影響 >	< 広域圏レベルでの影響 >
			(1次的影響)	(2次的影響)		
資源管理機能の衰退	耕作放棄地の発生	営農意欲の低下	耕作放棄地の増加	野獣害の発生 病虫害の発生 集落景観の悪化	日常生活上の不安増大 病虫害被害の拡大 農村景観の荒廃	地場産農作物等の入手機会喪失 水資源の質と量の悪化 洪水被害の増大
	管理放棄林の発生	営林意欲の低下	管理放棄林の増加	獣害等の発生 林相等生態系の悪化 土砂災害の発生 水質等河川環境の変化	日常生活上の不安増大 生態系バランスの変化 大規模災害発生の可能性増大 洪水・土砂災害等の可能性増大	土砂災害ポテンシャルの増大 水産資源への悪影響
	水路機能の低下	管理意欲の低下	水路の目詰まり・断絶、いっ水の発生	よどみ、冠水 ゴミ集積、土壌浸食	河川の水質・水量の悪化 鉄砲水の発生	資源管理のモニタリング機能低下
	歴史的・文化資源の荒廃 集落景観の悪化	集落への愛着が減退	神社仏閣等、歴史的・文化的人文資源の崩壊 集落としての固有の景観が悪化し、伝統的に築き上げた集落の“財産”喪失	コミュニティ存続のための基盤の崩壊	魅力ある交流資源の喪失	自然風土に適合した地域文化の喪失
生産補完機能の衰退	集落維持のための共同作業の減少 (草刈、道普請、池普請、水路管理等)	草刈等個人負担の増大	共同作業施設の荒廃 集落共有地の荒廃 共同作業の縮小	コミュニティ存続のための基盤の崩壊	支援コストの増大 自然災害の可能性増大	支援コストの増大
	地域の伝統的産業の衰退・消失	経済的支柱の喪失	地域産業の衰退・喪失	産業構造の変化	地場産業の衰退	
生活扶助機能の衰退	年中行事・冠婚葬祭における相互扶助機能の低下	集落への愛着が減退 冠婚葬祭の経済的負担増大	近所つき合いの希薄化 組合・組等自治組織単位での関係の希薄化 講・氏子等の組織単位での関係の希薄化		支援コストの増大	
	農作業等を通じた日常的な助け合いなど相互扶助機能の低下	集落への愛着が減退	サークル・グループ単位での関係の希薄化			

## < 住民の自主的活動のための仕組み >

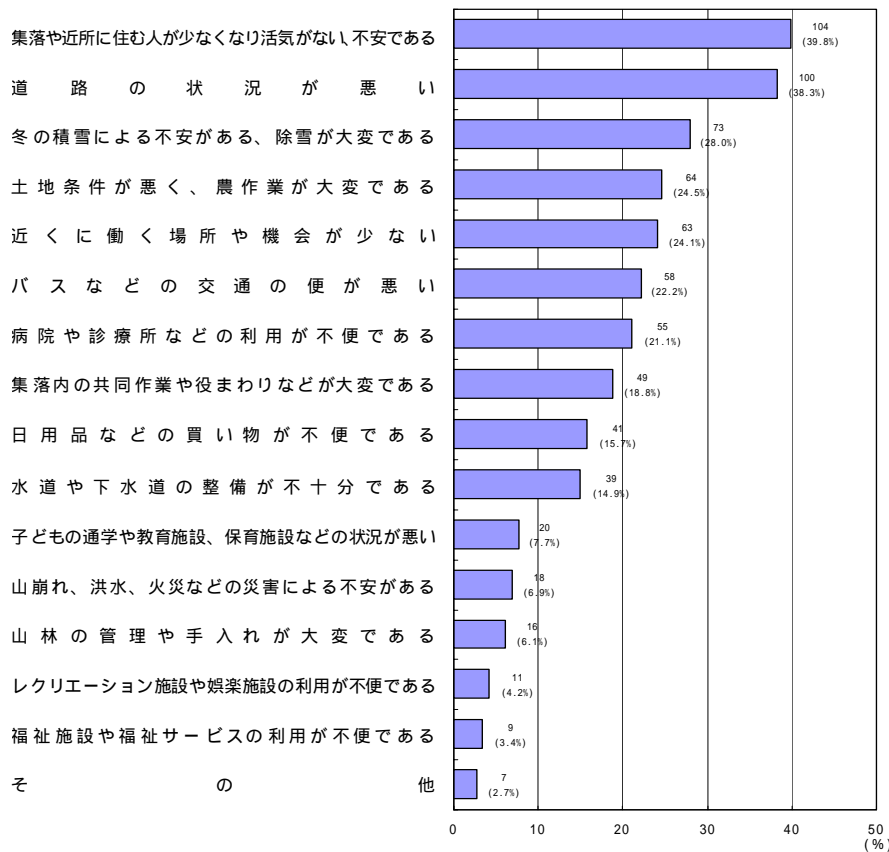
地方自治法においては、「地域自治区」「地縁による団体」のように、住民が自主的な活動を行うための基盤となりうる制度が準備されている。

- **地域自治区** (地方自治法第202条の4、H16地方自治法改正により創設)
    - 市町村内の地域住民の意見の行政への反映、行政・住民の連携強化が目的
    - 条例により市町村内の区域を定めて設置し、市町村長の権限に属する事務を分掌 (地域振興事業、公共施設の設置・管理運営等)
    - 地域自治区には事務所を置き、その長は事務吏員をもって充てる
    - 合併関係市町村単位で設ける場合には、特別職の区長を置くことができる
    - 区域内の住民からなる地域協議会を置き、地域自治区に関する重要事項について市町村長に意見を述べる
  - **地縁による団体** (地方自治法第260条の2、H3地方自治法改正により創設)
    - 市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 (いわゆる自治会、町内会等)
    - 地域的な共同活動のため、不動産、不動産に関する権利等を保有する目的で、市町村長の認可を受けたときは、目的の範囲内で法人格を取得
      - 住民相互の連絡
      - 環境の整備
      - 集会施設の維持管理等
- 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことが要件

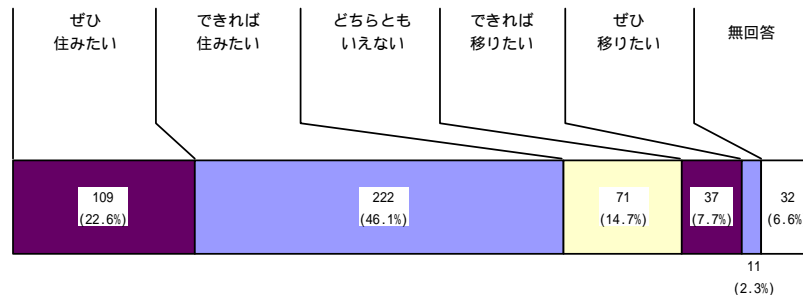
# < 集落住民の満足度と居住意向 >

集落住民が持つ生活上の不満は様々であるが、約7割の住民が「今後も住み続けたい」という意向を持っている。

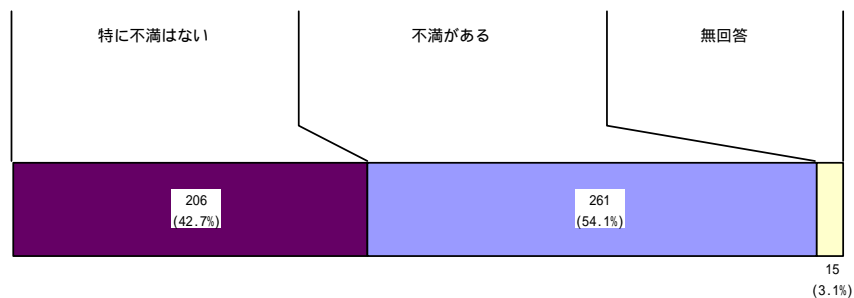
## 集落の生活における不満内容



## 今後の居住意向



## 集落の生活における不満の有無



(注) 山間奥地等の集落に居住する17市町村の住民773人に対するアンケート調査による(有効回答482、平成12年度)。

## < 個別事例にみる集落の生活実態 (基幹集落) >

宇佐郷上(山口県錦町)は、世帯数42戸、人口97人(H10年現在)の旧村時代における中心集落であり、現在も生活、交通、文化面などで基幹集落としての求心性を有している。

### 【特徴】

かつて街道筋の集落であったことから繁栄しており、現在も農協や郵便局、小学校等、周辺集落に対する求心性を保っている

- ・津和野街道が宇佐郷を通過していたことにより、江戸期から繁栄してきた
- ・昭和30年代までは、旧高根村の中心として繁栄しており、映画館、旅館、芝居小屋、パチンコ屋、魚屋等があり、時には草競馬もおこなわれていた

国道434号線の改良により、片側2車線の十分な広さも確保され、冬季に雪で閉ざされることがなくなった

国道沿いに特産品の直売所と温泉施設が複合した広域交流施設ができ、交流の拠点が存在する

人口(H10): 97人  
高齢化率(65歳以上、H10): 35.1%  
世帯数(H10): 42戸

宇佐郷上(山口県錦町)位置図



(出典)Yahoo!地図情報<http://map.yahoo.co.jp/address/35/>  
をもとに国土交通省国土計画局作成

## < 個別事例にみる集落の生活実態 (基礎集落) >

笹山(島根県匹見町)は、世帯数7戸、人口13人(H15年現在)の超小規模集落であり、かつては神社の祭りで行っていた神楽の舞いも例年の実施が困難となっている。葬儀についても、隣接の三葛集落と手伝い合うことにより何とか実施している。

### 【特徴】

神社の祭り、葬儀等の集落活動の継続的な実施が困難となっている。

- ・神社の祭りで毎年行っていた神楽の舞いも、現在は舞わない年も出てきている。
- ・葬儀は、隣接の三葛集落と手伝い合っている。しかし、段々と簡素化してきており、近年は身内が出席する程度である。益田市の葬儀社で行うこともある。

家屋の解体、墓の移転により帰省のきっかけが喪失した。

- ・世帯ごと他出した家屋は解体され、帰省のきっかけが喪失した。解体には役場から1戸あたり3万円の補助が出た(1947年)。
- ・墓掃除が困難なため、墓や遺骨も持って出た他出世帯が多い。墓がある他出者は年に一回墓参りに来るが、この世代が死亡すれば、その子供世代はもう集落に戻らなくなる。

人口(H15): 13人  
高齢化率(65歳以上、H15): 92.3%  
世帯数(H15): 7戸

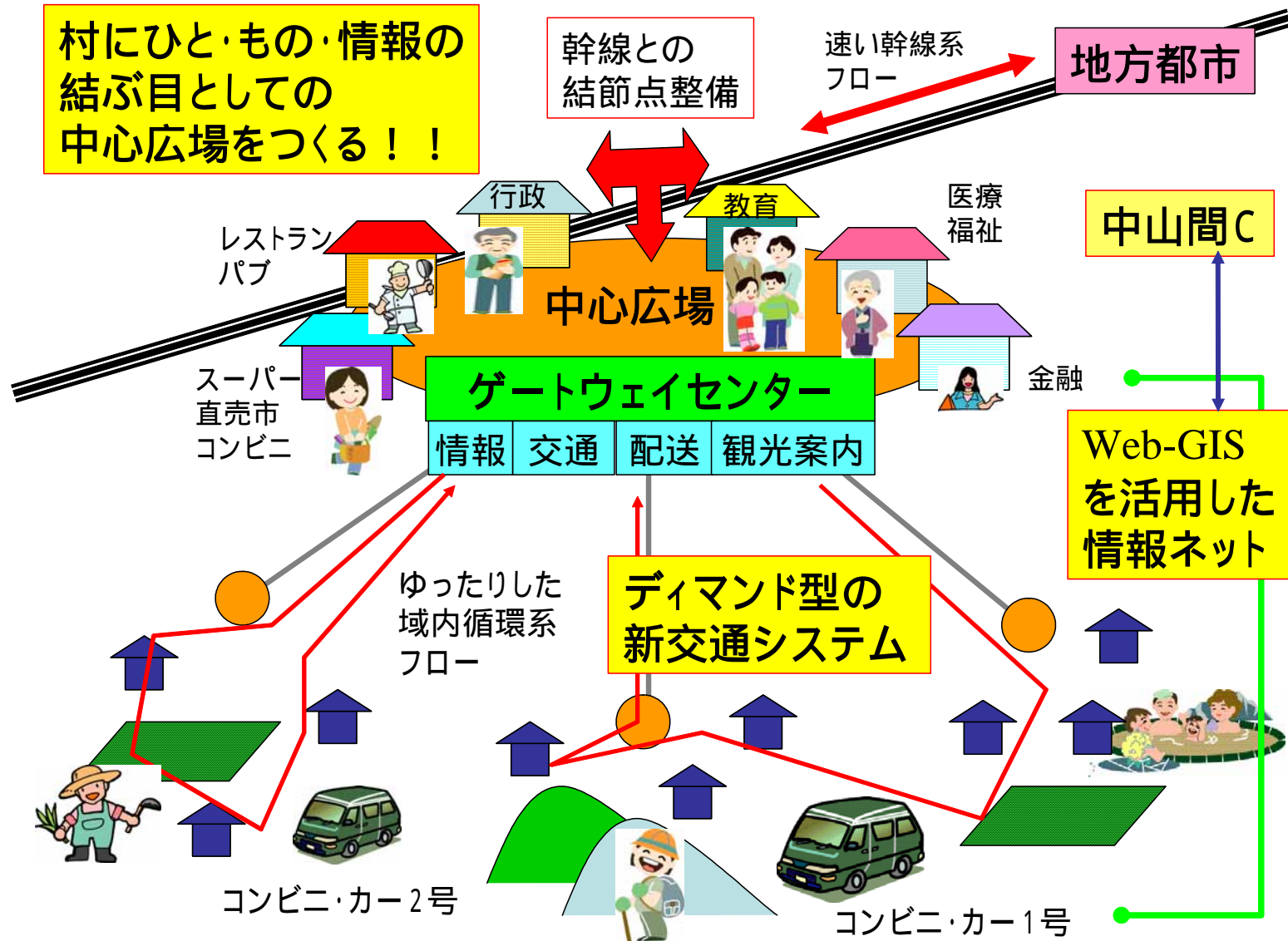
笹山(島根県匹見町)位置図



# 集落活性化への取組み

# < 地域のつながりの確保のための「広場」の創出 >

分散型居住がみられる中山間地域においては、小学校区等の基本的な生活エリアごとに複合的な機能を有する「広場」の創出が生活の質向上のために重要との提案がある。





## < 「道の駅」を核とした集落活性化の事例 >

山口市仁保地区は、同市最北端の中山間地域に位置する(総人口約3,900人、戸数約1,000戸)。同地区では行政とは一線を画す自立性をもって「近代的いなか社会の創造」を基本理念として様々な取り組みを展開。平成12年には地域サロンの活動拠点となる「道の駅・仁保の郷」が設置され、同協議会を母体として運営。コミュニティ施設を持つ道の駅を核とした新たな地域活動が生み出されている。

### 【特徴】

#### 仁保地区の地域づくり

同地区では昭和30年代後半から過疎化が進展、地域活力喪失への危機感から、自治会を中心に地域全体の組織を網羅した「仁保地域開発協議会」を昭和45年に設立、山口大学の協力で「地域開発の基本計画」を策定、自主的な用地確保による道路交通ネットワークの促進、学習農園の開設、地域教育懇談会の設置、集落営農改善組合の全域組織化など様々な取組を展開。

#### 道の駅「仁保の郷」の整備、管理運営

地域の経済活動拠点、むらとまちの交流拠点として地域主導型で道の駅整備を構想。地権書類に白紙委任状を添えて協議会に一任する「仁保方式」と呼ぶ「伝統的」な住民協力手法により用地をスムーズに確保、周辺にAコープ、郵便局、市営バスの回転場なども併せたワンストップサービス拠点の整備を実現。また、施設の管理・運営のため、自治会が中心となり、農協、森林組合が参加した有限会社「仁保の郷」を設立。

#### 新たな地域活動の生み出す場としての「道の駅」

道の駅には、物販施設と併せて、2階にコミュニティ施設が設置され、道の駅を核にした様々な地域活動が新たに生み出されている。

- ・女性グループによる農産物加工品グループの発足
- ・地域の農産物産直市の常設化(彩り市)
- ・道の駅の敷地の草刈りを行うボランティアグループの発足
- ・道の駅を飾る菊の一鉢運動の展開(全戸参加)
- ・若者を対象としたむらづくり塾等、各種勉強会、講演会実施など



道の駅「仁保の郷」全景

常設化された産直市「彩り市」



## < 高齢者を活かした集落活性化の事例 >

島根県津和野町野中地区(人口:34人、高齢化率:61.8%、平成17年10月現在)では、高齢化の進展に伴う集落の自然消滅への危機感から、地域の持つ自然的・歴史的・人的資源を活用した地域の活性化をめざす「里山倶楽部」を組織化(平成11年8月、会員数:27名[戸数:10戸])、身近な自然や農村文化を経済活動につなぐ事業を展開している。

### 【特徴】

#### 生産拠点としての地域づくり

昔から伝わる地元食の保存や継承、地元で採れる旬の食材を食材を使った新たな「食」を開発、山菜や薬草に着目した「山川懐石料理」等のメニューを提供する完全予約制の「農家レストラン縄文の館」をオープン(平成16年4月、「里山倶楽部」が運営。)。提供される料理や竹を使った器は、野中地区の高齢者の手作りによる(コース料金は一人5000円～20000円まで)。

#### 総合学習の場としての地域づくり

もともとは、集落内の高齢者の内輪の勉強会として発足、過疎化、高齢化に伴い少なくなった協働の場を再生する目的で里山づくりを開始、2年をかけて荒れていた里山を再生、ここをフィールドとして、都市住民を対象とした「森の学校」を開校、山口市等の都市住民も巻き込んだ活動として発展している(年会費3000円、月2回)。

#### 都市と農村の交流拠点としての地域づくり

レストラン運営や森の学校を通じて形成された都市住民とのネットワークを活用し、ご来光登山、里山文化祭、観月の宴、春の七草など、四季折々の地域資源を活かした交流イベントを企画・実施し、集落内外の人との交流の機会づくりを進めている。



(出典)中国新聞「中国山地 明日へのシナリオ」  
<http://www.chugoku-np.co.jp/kikaku/sanchi/3/1.html>より国土交通省  
国土計画局作成



農家レストラン「縄文の館」

(出典)里山倶楽部資料をもとに国土交通省国土計画局作成

## < ITを活用したコミュニティ活性化の事例 >

中国地方の山間部に位置する広島県庄原市高野町高暮地区では、パソコンが得意でないお年寄りでも扱える回覧板自動配布システム「リモートポスト回LAN版」により情報過疎を防ぎ、コミュニティの活性化を図っている。

### 【概要】

高野町高暮地区の回覧板自動配布システム「リモートポスト回LAN版」は、過疎・高齢化の村にこそITの恩恵をもたらす、情報過疎を防ぐという目的で、同町にIターンした数学者が主宰する「NPO法人 e・食・住.org 設立準備委員会」が企画（H17年10月開始）。

このシステムは、パソコンとプリンターを組み合わせ、電話（ダイヤルアップ）回線を使ってインターネットに自動的に接続し、回覧板の内容を印刷する仕組み（地区ではブロードバンドが利用できない）。高齢者でも扱えるよう、モニターやマウス、キーボードは一切不要。

同システムの導入は、庄原市の自治振興区活動促進事業として認められ、全37世帯に小型パソコンとプリンターが設置された。総事業費は384万円。

以前は、広報誌などの回覧板は住民達が軽トラックで一戸一戸配布しており、冬季は積雪のために10日以上もかかっていたが、現在は、同システムにより全自動で広報誌などが数分で各戸に配信。

携帯メールで送った内容も全戸に配信できることから、災害時の緊急連絡にも利用可能。

広島県庄原市高野町位置図



(出典) Yahoo!地図情報 <http://map.yahoo.co.jp/address/34/index.html>  
をもとに国土交通省国土計画局作成

## < 集落協定を活用した集落活性化の事例 >

宮城県加美郡加美町芋沢集落では、集落協定に基づき、農業機械の効率的運用や、農業基盤の整備、高付加価値農業の展開、多面的機能の持続的な活動の展開により「魅力ある集落づくり」の構築を推進している。

### < 協定の概要 >

- ・協定面積:26.4ha(田 95.5%、畑 4.5%)
- ・交付金額:461万円
- [個人配分 50%、共同取組活動分50%(担当者活動経費 4%、水路・農道等の維持管理 24%、その他活動経費22%)]
- ・協定参加者:農業者22人、非農業者3人、生産組織2、水利組合1

### < 協定による主な活動内容 >

- ・農地の耕作・管理 / 農地法面の定期的な点検
- ・生産組織への農作業の委託 / 周辺林地の管理・炭焼き活動の非農家との連携による実施
- ・高付加価値農業(自然薯の生産・販売) / 地元イベントへの炭の提供



自然薯の栽培



炭焼き小屋

### [平成21年度まで取り組む目標]

- ・担い手への農作業委託:集落内の担い手・生産組織への農作業を委託を推進  
目標:基幹的農作業(1作業以上)を協定農用地の4.42haで実施(+2.64ha=協定農地の10%、現状:協定農用地の1.78ha)
- ・多面的機能の持続的発揮に向けた非農家との連携  
非農業者3名以上  
自然薯栽培、炭焼き、農地の定期点検や水路・農道等の管理

#### 集落協定:

中山間地域等直接支払制度によって直接支払いを受ける際に求められる協定であり、農業生産活動等に加え、多面的機能の増進につながる行為として集落がその実態に合った活動を選択して実施する内容や、対象とする農地の範囲、構成員の役割分担、交付金の使い方を規定することが求められる。他に、第3セクターや認定農業者が農用地を引き受ける「個別協定」でも、支払いを受けることは可能となっている。

## < 集落再編の事例 >

平成16年4月に合併により三次市となった広島県の旧作木村は、集落機能の再編により住民自治を推進し、地域活性化に成功している。

合併以前の旧作木村では、集落単位の85の「常会」を基礎として、草刈等の環境維持、防災、親睦活動を実施

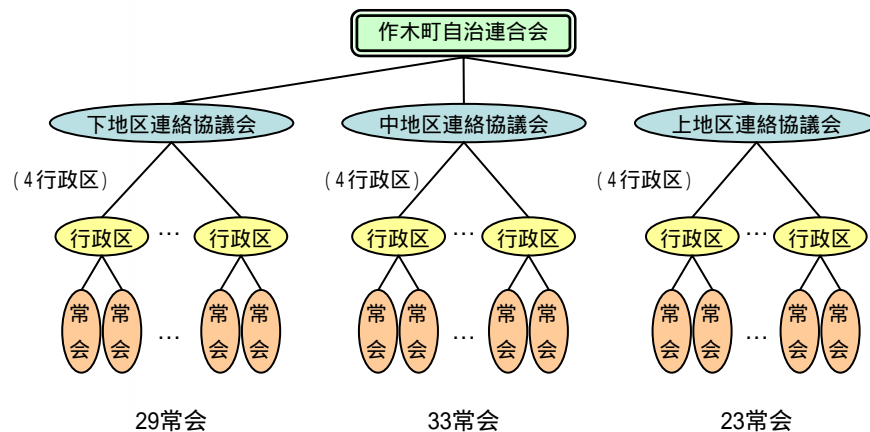
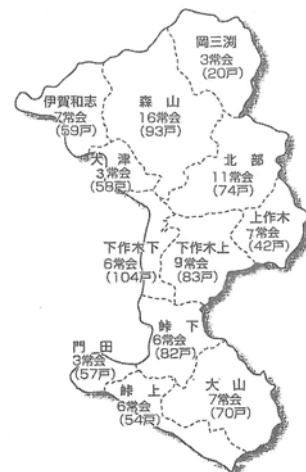
人口減少(50年間で1/3に減少、常会の6割以上が10戸未満になる)、高齢化(旧村単位の高齢化率が4割以上に)の進展により常会の存続が懸念されるようになった

平成8～9年度に、85の常会を12の行政区に再編(公民館分館単位を基本)し、常会の活動内容を継承

平成16年4月の三次市との合併を契機に、行政区を束ねる地区連絡協議会、さらにそれを束ねる作木町自治連合会を組織し活動を継続

現在では、住宅整備等により平成5年度以降の村外からの定住者は約200名に達する。

従来の活動に加え、「川の駅」やカヌー公園の整備、農産物・加工品販売、地元女性による手作り料理の提供など「川文化」を軸とした村づくりを進め、入込客数が平成9年度の2千人から、平成15年度の78千人に増加するなど、都市農村交流により活性化が図られている。



総面積: 91.92km<sup>2</sup>

世帯数: 769世帯 (平成12年国勢調査)

## < 集落再編の事例 >

上津戸(島根県大田市)は、世帯数3戸、人口4人(H15年現在)の超小規模集落であり、集落再編により隣接集落と合同で1つの自治会を運営し、自治会活動を維持している。

### 【特徴】

上津戸集落と下津戸集落は、2001年から1つの自治会として活動している。

きっかけは、上津戸集落では男性が1人のみで全ての役を一手に引き受けていたが、それが困難になってきたために下津戸集落に助けを求めたこと、「中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業」に取り組むに当たり、合同で集会所を建てた方がよいという話になったこと、である。

人口(H15): 4人  
高齢化率(65歳以上、H15): 75.0%  
世帯数(H15): 3戸

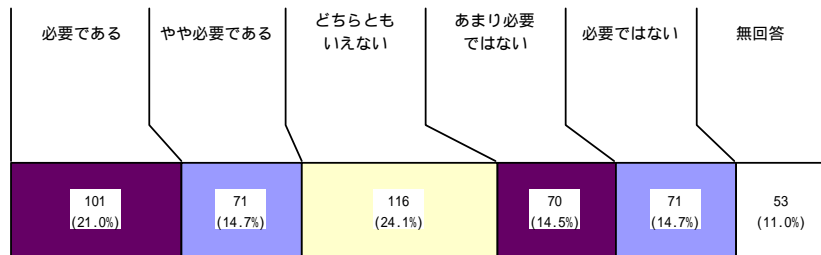
### 上津戸(島根県大田市)位置図



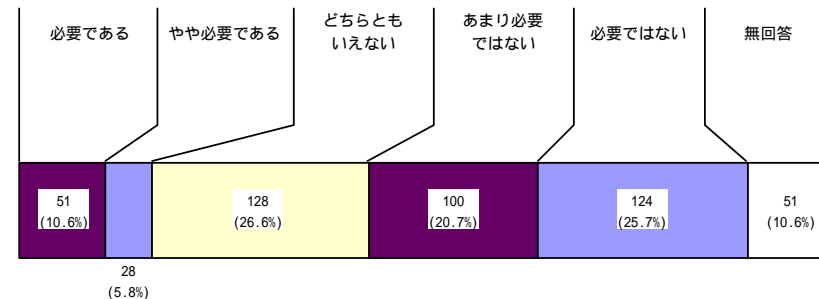
## < 集落移転・再編成の必要性についての住民の意向 >

移転を伴わない再編を必要とする人が4割弱いる一方、集落移転を必要とする人は約2割弱存在する。

### 移転を伴わない集落再編成の必要性



### 集落移転の必要性



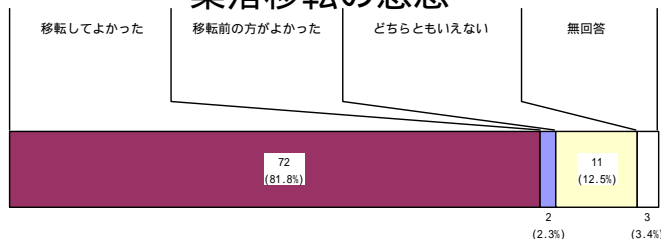
(注) 山間奥地等の集落に居住する17市町村の住民773人に対するアンケート調査による(有効回答482、平成12年度)。

(出典) 総務省「平成12年度 過疎地域等における集落再編の新たなあり方に関する調査報告書」をもとに国土交通省国土計画局作成

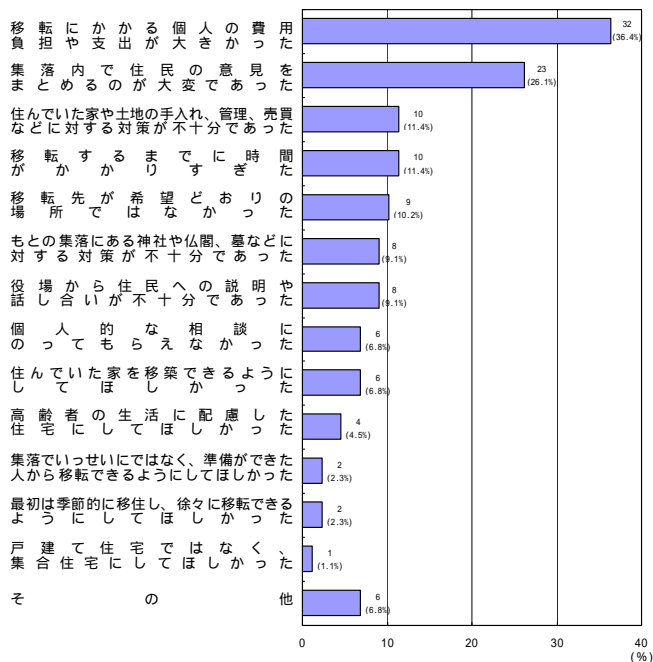
# < 集落移転後の評価 >

移転住民の約8割が移転を評価し、日常生活の利便性の向上や各種公共サービスの受けやすさの改善、自然災害の不安の解消といった点を評価している。移転に際しての障壁は、費用負担や集落内の合意形成などが大きい。

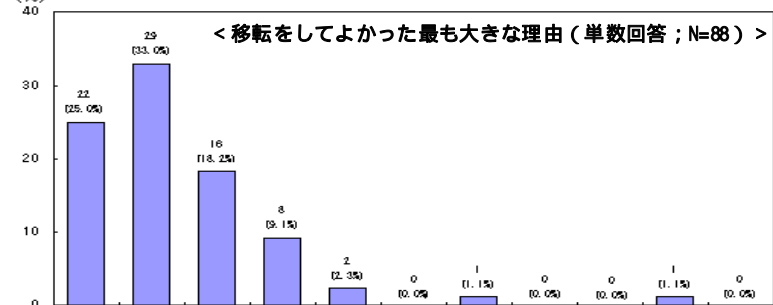
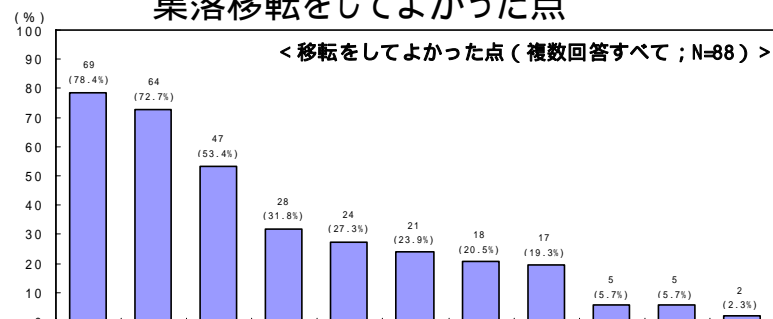
## 集落移転の感想



## 集落移転事業の内容等への不満



## 集落移転をしてよかった点



買いた物や外出など、日常生活が便利  
 病院や福祉施設が近くなり、医療や福祉サービスが受けやすくなった  
 自然災害や積雪などによる不安が少なくなった  
 が学校が近くにあり、子どもの通学が楽になった  
 自分や家族の仕事がやりやすくなった  
 集落内の共同作業や役わりなどが楽になった  
 人との交流や学習の機会が増えた  
 施設が利用しやすくなった、公民館、図書館など、公共  
 収入・所得が増えた  
 離れていた家族と一緒に住むようになった  
 その他

(注) 近年20年間の集落等移転事業により集落移転をした住民105人(17市町村)に対するアンケート調査による。  
 (有効回答88、平成12年度)

(出典) 総務省「平成12年度 過疎地域等における集落再編の新たなあり方に関する調査報告書」をもとに国土交通省国土計画局作成



# 将来的に存続が危ぶまれる集落の現況

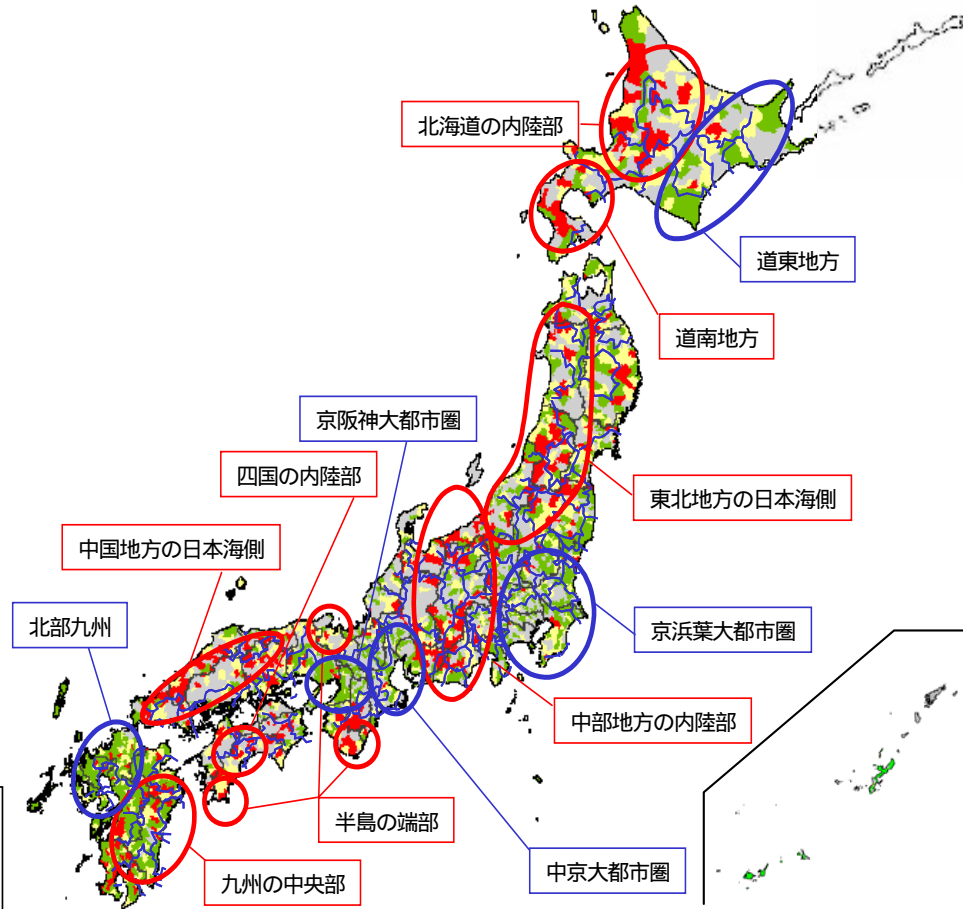
## < 自立的な地域社会の維持困難地域 >

中心的な都市からの遠隔地においては集落の消滅が危惧される地域が広がるなど、基礎的社会サービスの提供が困難な地域の発生や、地域コミュニティの崩壊等の問題に対する懸念が増大している。

### [集落消滅の危機感をもつ自治体]

集落消滅に関する自治体の回答	総計
<span style="color: red;">■</span> 消滅の可能性あり	355(19%)
<span style="color: yellow;">■</span> どちらとも言えない	591(31%)
<span style="color: green;">■</span> 消滅の可能性なし	964(50%)
合計	1,910(100%)

<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> </span>	消滅の可能性あり
<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;"> </span>	消滅の可能性なし



## < 消滅する可能性のある集落の現況 >

地元自治体が平成11年以降の10年以内に消滅の可能性があるとして予想する集落は419あり(人口7,186人)、人口規模が25人/集落、世帯規模が10世帯/集落を下回る集落でそのように判断されるものが多い。(平成11年国土庁調査による)

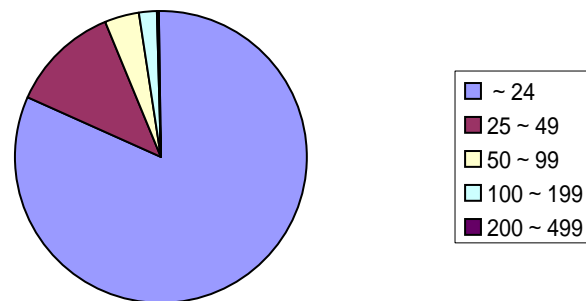
過疎地域の市町村区分別・消滅の可能性がある集落数

市町村区分	消滅の可能性がある集落	10年以内に消滅の可能性がある集落	10年以降に消滅の可能性がある集落	その他の集落	計
市	123 ( 2.7% )	27 ( 0.6% )	96 ( 2.1% )	4,393 ( 97.3% )	4,516 ( 100.0% )
町	1,387 ( 4.0% )	276 ( 0.8% )	1,111 ( 3.2% )	33,465 ( 96.0% )	34,852 ( 100.0% )
村	599 ( 6.4% )	116 ( 1.2% )	483 ( 5.2% )	8,722 ( 93.6% )	9,321 ( 100.0% )
計	2,109 ( 4.3% )	419 ( 0.9% )	1,690 ( 3.5% )	46,580 ( 95.7% )	48,689 ( 100.0% )

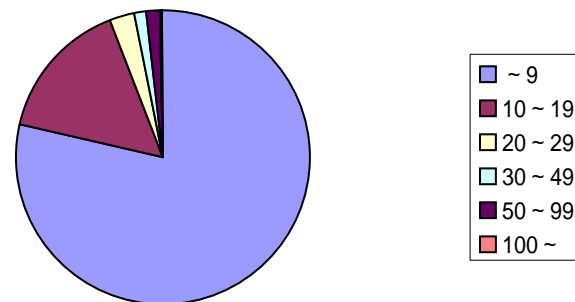
該当集落人口 <sup>1)</sup>	59,067 ( 0.7% )	7,186 ( 0.1% )	51,881 ( 0.7% )	7,911,290 ( 99.3% )	7,970,357 ( 100.0% )
平均人口(人/集落)	28.0人	17.1人	20.6人	169.8人	163.6人
該当集落世帯数 <sup>2)</sup>	22,663 ( 0.8% )	3,169 ( 0.1% )	19,494 ( 0.7% )	2,629,750 ( 99.1% )	2,652,413 ( 100.0% )
平均世帯数(世帯/集落)	10.7世帯	7.5世帯	11.5世帯	56.5世帯	54.5世帯

10年以内に消滅の可能性がある集落

人口規模



世帯規模



(注) 過疎地域市町村(1,230市町村:H14.4)の過疎対策担当課に対するアンケート調査(平成11年12月実施)による。

# < 消滅する可能性のある集落の現況 >

壮年人口が4人以下の集落では、高齢化率、条件不利性、経営耕地面積、集落機能・活動等において他と格差が見出され、人・土地・村が空洞化する傾向が見られる。

## 壮年人口数階層別の諸指標および小規模集落の実相 (中山間地域全体)

	集落数	農家人口 (人)		農家壮年 人口(人)		壮年人口 減少率 (%)	高齢化率 (%)		農家戸数 (%)		経営耕地 面積(a)		農家一戸あたり 経営耕地面積 (a)		寄合 回数 (回)	集落協定締結率 (%)	議題群別 議題項目数		15分圏内集落割合 (%)	スーパー百貨店まで	田の傾斜 (傾斜集落割合(%))
		80	00	80	00	80年	80	00	80	00	80	00	80	00	00		生産的 議題群	生活的 議題群			
		年	年	年	年	-00年	年	年	年	年	年	年	年	年	年						
壮年人口数階層	10-14人計	206	55.9	30.6	27.7	11.9	57.1	20.1	40.2	15.4	9.8	1222	853	79.2	87.2	4.7	48.5	2.0	2.2	21.4	68.0
	5-9人計	137	44.9	20.7	22.8	7.3	68.1	21.4	47.7	13.1	7.3	965	638	73.8	87.1	5.2	47.4	1.6	2.1	23.4	75.7
	0-4人計	49	36.8	10.8	19.9	2.4	87.9	25.6	71.9	12.1	5.2	735	300	60.8	58.1	3.4	22.4	1.3	1.9	10.2	87.5
壮年人口0-1人集落の個別データ	徳山市・旧向道村	A集落	32	12	23	0	100.0	9.4	100.0	9	7	567	246	63.0	35.1	2	×	1	1	15-30分	緩傾斜
	周東町・旧川越村	B集落	26	5	9	0	100.0	53.8	100.0	13	4	546	88	42.0	22.0	2	×	2	2	15-30分	緩傾斜
	美和町・旧秋中村	C集落	44	16	29	0	100.0	29.5	100.0	21	8	714	257	34.0	32.1	13	×	0	1	60-90分	緩傾斜
	徳地町・旧八坂村	D集落	31	4	16	0	100.0	19.4	100.0	9	2	329	49	36.6	24.5	3	×	0	1	15分以内	急傾斜
	本郷村・旧本郷村	E集落	34	11	20	1	95.0	38.2	90.9	15	5	660	171	44.0	34.2	0	×	0	0	60-90分	緩傾斜
	周東町・旧川越村	F集落	22	5	10	1	90.0	27.3	80.0	7	2	277	233	39.6	116.5	10	×	3	4	15-30分	急傾斜
	錦町・旧広瀬村	G集落	44	8	22	1	95.5	38.6	87.5	20	4	459	158	23.0	39.5	2		3	0	60-90分	緩傾斜
	徳地町・旧島地村	H集落	32	17	20	1	95.0	25.0	94.1	11	8	962	624	87.5	78.0	2	×	3	4	15-30分	急傾斜
	徳地町・旧島地村	I集落	32	13	18	1	94.4	31.3	92.3	11	7	1061	546	96.5	78.0	5	×	1	4	15-30分	緩傾斜

資料：農林水産省「農業センサス・集落調査」の個別集落データ(1997～2000年)及び  
山口県農林部データ(集落協定締結率、2000年度)

# 災害の危険がある集落の現況

## < 災害時の孤立化予想 >

自然災害により孤立可能性があるとして判断された農業集落は全国で約17,000、漁業集落は約1,800であり、各々全体の約3割が該当する。

孤立可能性がある集落数

	農業集落	漁業集落
可能性有り (注1)	17,451 29.7%	1,787 28.6%
可能性無し	41,348 70.3%	4,459 71.4%
計 (注2)	58,799	6,246

### (注) 調査の概要

- ・農林業センサスによる農業集落、漁業センサスによる漁業集落のうち、農業集落は地勢「平野」、形態「密居」以外のものを抽出し、漁業集落は内水面漁業の集落以外のものを抽出(一次抽出)
- ・一次抽出集落について、都道府県の危機管理・防災担当部局に対するアンケート調査(平成17年)により、集落の孤立可能性の有無や防災力等を調査。

ここで、孤立とは、

中山間地域、沿岸地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセス(四輪自動車で行き来可能かどうかを目安)について、地震、風水害、津波による土砂災害や道路構造物の損傷などの要因等により、人の移動・物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態

とし、孤立可能性の判断条件としては、

集落への全てのアクセス道路が土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区に隣接しているなどとした。

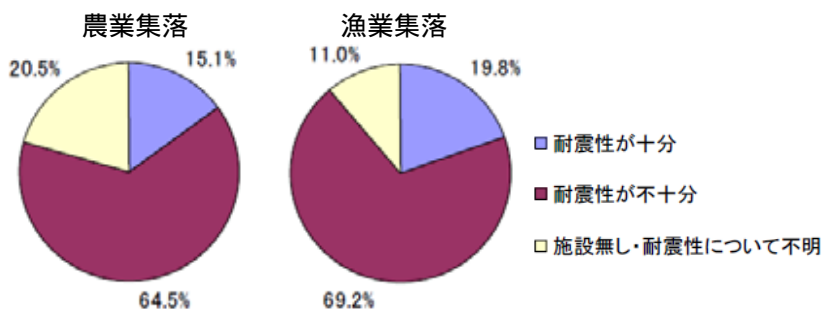
### (参考)

- ・孤立可能性のある集落数を世帯数、人口に換算すると、農業集落は約80万世帯、約260万人、漁業集落は約36万世帯、約100万人となる。

# < 集落における災害対策の状況 >

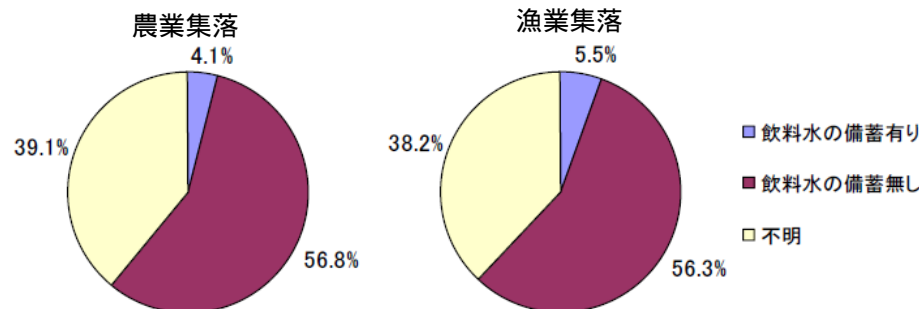
孤立可能性のある集落の中で、耐震性を有する避難施設のある集落は農業集落で約15%、漁業集落で約20%、非常電源の確保は農業集落で約2%、漁業集落で約5%、水の備蓄は農業集落で約4%、漁業集落で約6%、食料の備蓄は農業集落で約6%、漁業集落で約8%となっており、孤立への備えが不十分である。

## 避難施設の耐震性



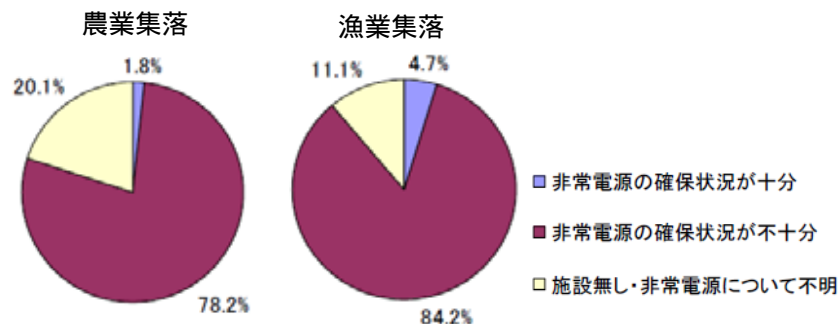
注) 耐震改修済み、あるいは、新耐震設計基準(昭和56年)以降の建築物であれば、概ね十分とする。

## 飲料水の備蓄

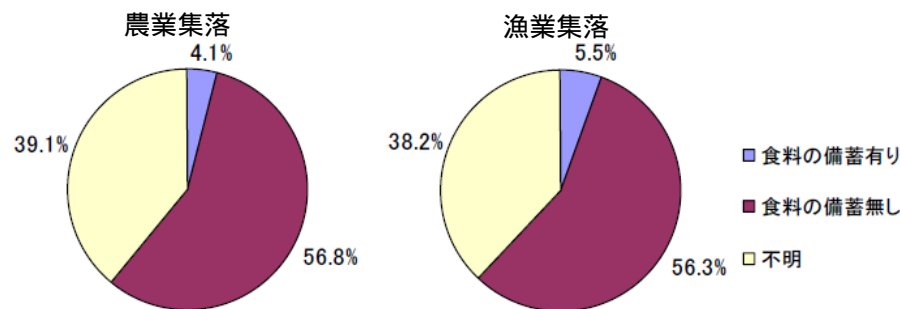


注) 市町村が主体で備蓄しているものに限らず、集落等で自主的に備蓄されているものも含む。

## 避難施設の非常電源の確保状況



## 食料の(精米、乾燥米飯、乾パン、乾燥麺等)の備蓄

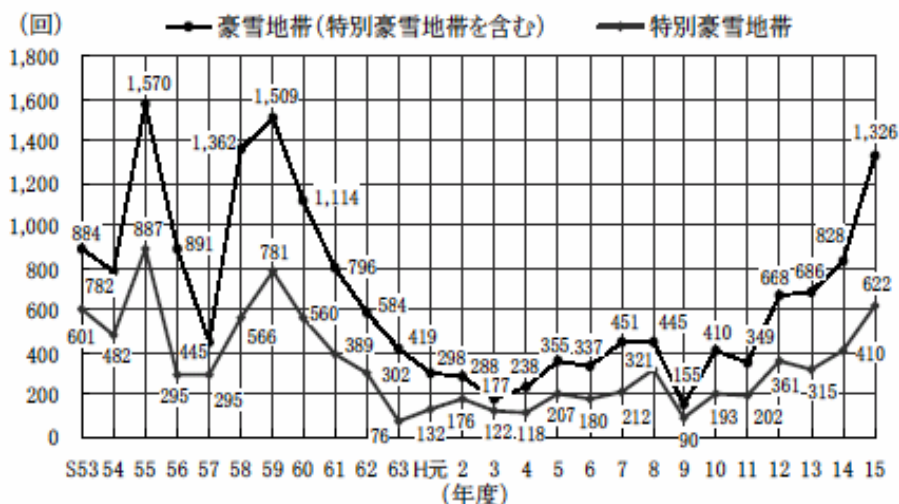


注) 市町村が主体で備蓄しているものに限らず、集落等で自主的に備蓄されているものも含む。

## < 集落の雪害の可能性 >

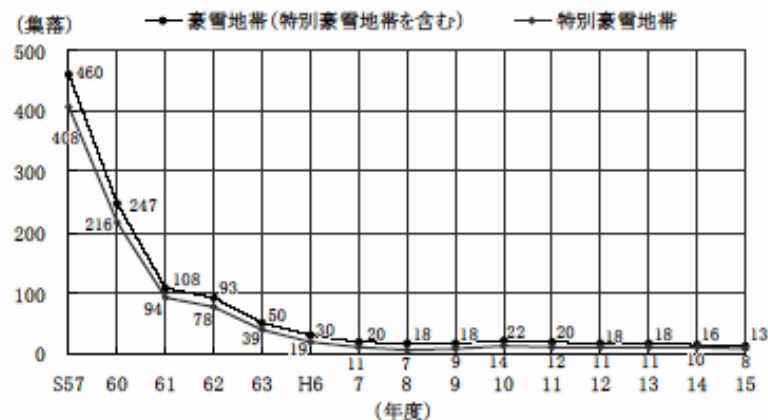
山村等に所在する集落においては、積雪等により交通が途絶し、孤立するおそれがある。

積雪等による臨時の交通止め回数の推移



- (備考) 1 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」による。  
 2 国道、道府県道、市町村道の合計である。  
 3 積雪等の原因により予期せぬ交通止めとなったものを対象としている。

冬期自動車交通途絶日数が30日以上の集落数



- (備考) 1 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」による。  
 2 冬期間無人となる集落は対象としない。



(参考)

# < 県による集落を対象とした条件不利地域施策 >

元気な農村しっかりサポート事業				
山口県	H15年度～	ハード	施設整備補助	
目的	農林水産業の振興		観光業の振興	
	起業の促進		その他産業の振興	
	交通体系の整備		高度情報化	
	地域間交流の促進		生活環境の整備	
	高齢者保健・福祉		医療の確保	
	教育・文化の振興		集落の活性化	
	環境保全		人材育成	
	定住促進		その他	
支援対象	市町村	集落等	地域住民 団体	地域産業 団体
	3セク	民間企業	その他	
対象地域	過疎	特定 農山村	振興山村	離島 半島
	へき地・ 辺地	中山間 地域	県独自 設定	詳細記述なし
内容	中山間地域の中で、新たな農村コミュニティの形成も視野に入れ、複数集落の連携や都市との協働などによる戦略的な取組みを進める地域に対して、拠点となる施設の整備を支援することにより、個性あふれる中山間地域(先導的地域の形成)を促進する。			
実績	・H15年度4地区実施済  ・H16年度4地区実施見込			
効果	概ね期待した効果あり	課題	16年度で事業終了予定。今後は集落協定の共同取組活動を踏まえ、多様な人材の参画と集落の連携による共同取組活動のステップアップを進める施策が必要。	
展望				

ふるさとむら保全活動事業				
兵庫県	H5年度～	ソフト	活性化事業費補助	
目的	農林水産業の振興		観光業の振興	
	起業の促進		その他産業の振興	
	交通体系の整備		高度情報化	
	地域間交流の促進		生活環境の整備	
	高齢者保健・福祉		医療の確保	
	教育・文化の振興		集落の活性化	
	環境保全		人材育成	
	定住促進		その他	
支援対象	市町村	集落等	地域住民 団体	地域産業 団体
	3セク	民間企業	その他	
対象地域	過疎	特定 農山村	振興山村	離島 半島
	へき地・ 辺地	中山間 地域	県独自 設定	詳細記述なし
内容	・中山間地域(4法指定地)のため池や水路など土地改良施設の集落共同管理活動への支援 ・中山間地域の農業資源を保全する農村ボランティアの育成(ふるさとむら保全活動) ・農村ボランティア1,142人(棚田交流人646人+ふるさとむら館員496人)H15.3末 ・地域リーダーの育成(ふるさと水と土指導員59人) ・中山間地域支援(各年4地区実施)			
実績				
効果	概ね期待した効果あり	課題	DID地域(神戸・阪神地域)から距離・時間のかかる但馬地域の支援策や、受ける集落の企画・情報発信など実行能力の補完が課題である。	
展望	充実・拡充する			

中山間地域直接支払モデル集落構築指導				
宮城県	H13年度～	ソフト	計画策定支援	
目的	農林水産業の振興		観光業の振興	
	起業の促進		その他産業の振興	
	交通体系の整備		高度情報化	
	地域間交流の促進		生活環境の整備	
	高齢者保健・福祉		医療の確保	
	教育・文化の振興		集落の活性化	
	環境保全		人材育成	
	定住促進		その他	
支援対象	市町村	集落等	地域住民 団体	地域産業 団体
	3セク	民間企業	その他	
対象地域	過疎	特定 農山村	振興山村	離島 半島
	へき地・ 辺地	中山間 地域	県独自 設定	詳細記述なし
内容	中山間地域等直接支払実施集落のモデル地区を県内6地区選定し、中山間地域等直接支払交付金事業を契機として、集落における将来の進むべき方向付けや活性化計画策定及び指導と共に、モデル集落構想の推進を図る。			
実績	モデル地区6地区はいずれも交付金事業をテコに集落活動が活発化し、集落の将来構想を描くことができた。			
効果	概ね期待した効果あり	課題	集落間連携や集落営農に対する取組の充実	
展望	充実・拡充する			

# < 市による集落を対象とした条件不利地域施策 >

ふれあいデイサービス事業				
山口県岩国市		H12年度～		へき地医療対策
目的	農林水産業の振興		観光業の振興	
	起業の促進		その他産業の振興	
	交通体系の整備		高度情報化	
	地域間交流の促進		生活環境の整備	
	高齢者保健・福祉		医療の確保	
	教育・文化の振興		集落の活性化	
	環境保全		人材育成	
	定住促進		その他	
支援対象	市町村	集落等	地域住民 団体	地域産業 団体
	3セク	民間企業	その他	
対象地域	みなし 過疎	特定 農山村	振興山村	離島 半島
	へき地・ 辺地	中山間 地域	市独自 設定	詳細記述なし
内容	離島振興法指定地域である市内の一部区域(離島)の高齢者に対し、健康チェック、生活指導、給食、日常動作訓練などのサービスを優遇料金(市内の他区域における市米税非課税者と同様の低料金)で実施。			
実績	週1回各島にて実施し、毎回多くの利用者がある。			
効果	概ね期待した効果あり	課題 地理的制約から十分なサービスを受けにくい状況があることから、サービスを受けやすい環境づくりに努めなければならない。		
展望	分からない			

過疎地域福祉バス運行事業				
山口県岩国市		-年度～		へき地医療対策
目的	農林水産業の振興		観光業の振興	
	起業の促進		その他産業の振興	
	交通体系の整備		高度情報化	
	地域間交流の促進		生活環境の整備	
	高齢者保健・福祉		医療の確保	
	教育・文化の振興		集落の活性化	
	環境保全		人材育成	
	定住促進		その他	
支援対象	市町村	集落等	地域住民 団体	地域産業 団体
	3セク	民間企業	その他	
対象地域	みなし 過疎	特定 農山村	振興山村	離島 半島
	へき地・ 辺地	中山間 地域	市独自 設定	詳細記述なし
内容	路線バス等を利用できない離島振興法指定地域である市内の一部区域(離島)の高齢者に対し、市営バスを借り上げて福祉バスを運行させる。			
実績	週1回各島にて実施し、毎回多くの利用者がある。			
効果	概ね期待した効果あり	課題		
展望	分からない			

「農のふるさと」活性化事業				
福岡県福岡市		H15年度～		へき地医療対策
目的	農林水産業の振興		観光業の振興	
	起業の促進		その他産業の振興	
	交通体系の整備		高度情報化	
	地域間交流の促進		生活環境の整備	
	高齢者保健・福祉		医療の確保	
	教育・文化の振興		集落の活性化	
	環境保全		人材育成	
	定住促進		その他	
支援対象	市町村	集落等	地域住民 団体	地域産業 団体
	3セク	民間企業	その他	
対象地域	みなし 過疎	特定 農山村	振興山村	離島 半島
	へき地・ 辺地	中山間 地域	市独自 設定	詳細記述なし
内容	振興山村地域に指定されている旧脇山村地区を「農のふるさと」として、市民に広く紹介し、地元団体や関係機関と一体となって、ソフト面から地域活性化策に取り組む			
実績	・地域の魅力を市民にアピールするマップの作成 ・廃れつつあった伝統ある茶園の復活			
効果	初年度のため不明	課題 当該地域は従事者の高齢化や後援者不足に伴い、地域の活力が低下しつつある。長期的に活性化するためには、地元団体の育成が必要である。		
展望	縮小する			

集落等に係る主な国の事業制度概要

事業名	過疎地域集落再編整備事業	集落基盤整備事業	中山間地域総合整備事業	集落地域整備統合補助事業																				
所管省庁	総務省	農林水産省	農林水産省	農林水産省																				
目的	基礎的条件が著しく低下した集落の移転並びに定住を促進するための住宅団地の造成や集落移転を誘導するための季節居住団地の造成により集落の再編整備の推進を図る	農業と調和の取れた土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住基盤の整備及び農村地域の交流基盤の整備等を一体的に行うことにより、農業・農村の発展に資する	農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図ることにより、地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全に資する	農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、もって農村地域社会の発展に資する																				
採択基準等	<p><b>1) 集落等移転事業</b></p> <p>集落移転タイプ</p> <p>(ア) 次のいずれかの条件を満たす集落であること</p> <p>a 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること</p> <p>b 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること</p> <p>c 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること</p> <p>(ロ) 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること</p> <p>(ハ) 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団地を形成すること</p> <p>へき地点在居住移転タイプ</p> <p>(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること</p> <p>(イ) 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先地において団地を形成すること</p> <p><b>2) 定住促進団地整備事業</b></p> <p>(ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること</p> <p>(イ) 5戸以上が団地を形成すること</p> <p><b>3) 季節居住団地整備事業</b></p> <p>(ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること</p> <p>(イ) 移転先において斬新的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること</p> <p>(ロ) 全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること</p>	<p>対象地域</p> <p>以下の(1)から(4)までに掲げる要件に該当する区域</p> <p>(1) 農業振興地域(これと一体的に整備することが適当な農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。</p> <p>(2) 市町村等が定める土地利用に関する構想等が整理されており、土地利用の調整を図ることが必要な区域であり、かつ、その実現が見込まれる区域であること。</p> <p>(3) 事業を実施することにより、農地のスプロールの抑制し優良な農地の保全、整備が図られる区域であること。</p> <p>(4) 土地利用の動向、農業生産の動向、社会資本の整備状況等からみて、農業生産基盤の整備、農村定住基盤の整備及び農村交流基盤の整備等を総合的に行うことが適当な区域であること。</p> <p>集落農園基盤整備事業及び5の項に掲げる集落土地基盤整備事業については農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。</p>	<p>対象地域</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村</p> <p>農業生産基盤整備を実施する地域にあっては、林野率50%以上かつ主傾斜 1/100 以上の農用地の面積が当該地域の50%以上であること</p> <p>採択要件面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業タイプ</th> <th>都道府県営</th> <th>市町村営</th> <th>面積のとり方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般型</td> <td>60ha以上</td> <td>20ha以上</td> <td>生産基盤整備事業に係る受益面積の合計</td> </tr> <tr> <td>生産基盤型</td> <td>20ha以上</td> <td>10ha以上</td> <td>生産基盤整備事業に係る受益面積</td> </tr> <tr> <td>生活環境型</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(生産基盤整備を概ね了していること)</td> </tr> <tr> <td>広域連携型</td> <td>60ha以上</td> <td>(都道府県営のみ)</td> <td>生産基盤整備事業に係る受益面積の合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業タイプについて</p> <p>一般型...生活基盤と生活環境の一体的整備により、農業・農村の活性化を図る</p> <p>生活基盤型...集落を対象に優良農地等の基盤の整備を図る(ほ場整備を単独実施可)</p> <p>生活環境型...生活基盤整備を概ね了した地域で生活環境等の集中的な整備を図る</p> <p>広域連携型...複数の市町村にまたがる広域を対象として、地方単独事業等と一体的な構想のもとで農業・農村の活性化を図る</p>	事業タイプ	都道府県営	市町村営	面積のとり方	一般型	60ha以上	20ha以上	生産基盤整備事業に係る受益面積の合計	生産基盤型	20ha以上	10ha以上	生産基盤整備事業に係る受益面積	生活環境型	-	-	(生産基盤整備を概ね了していること)	広域連携型	60ha以上	(都道府県営のみ)	生産基盤整備事業に係る受益面積の合計	<p>対象地域</p> <p>農村基盤整備計画に基づく地域。ただし、集落農園基盤整備事業及び集落土地基盤整備事業については、農業振興地域のうちの農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。</p>
事業タイプ	都道府県営	市町村営	面積のとり方																					
一般型	60ha以上	20ha以上	生産基盤整備事業に係る受益面積の合計																					
生産基盤型	20ha以上	10ha以上	生産基盤整備事業に係る受益面積																					
生活環境型	-	-	(生産基盤整備を概ね了していること)																					
広域連携型	60ha以上	(都道府県営のみ)	生産基盤整備事業に係る受益面積の合計																					
補助又は交付対象事業	<p>補助の対象となる経費は以下のとおり</p> <p>1) 集落等移転事業</p> <p>移転の円滑化に要する経費・団地造成費・移転先住宅建設等助成費・生活関連施設整備費・産業基盤施設整備費</p> <p>2) 定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業</p> <p>賃貸分は、団地造成費・生活関連施設整備費・産業基盤施設整備費</p> <p>分譲分は、生活関連施設整備費・産業基盤施設整備費</p>	<p>農業生産基盤整備事業</p> <p>農村定住基盤整備事業</p> <p>農村交流基盤整備事業</p> <p>農村環境基盤整備事業</p> <p>集落土地基盤整備事業</p> <p>特認事業</p>	<p>農業生産基盤整備事業</p> <p>農村生活環境整備事業</p> <p>特認事業</p>	<p>農業生産基盤整備事業</p> <p>農村生活環境整備事業</p> <p>集落農園基盤整備事業</p> <p>集落土地基盤整備事業</p> <p>特認事業</p>																				
事業実施主体	過疎地域市町村	都道府県・市町村等	都道府県、市町村	市町村、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体																				
補助率・補助対象経費	<p>補助率; 1/2 以内</p> <p>1戸あたり 6,144 千円を限度</p> <p>H16 年度決算額; 177,983 千円</p>	<p>補助率;</p> <p>農水省・北海道: 50% (又は 55%), 45%</p> <p>沖縄・県営 2/3, 市町村営 75%</p> <p>( ほ場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合のほ場整備事業)</p> <p>H17 年度予算額; 173,150 千円</p>	<p>補助率;</p> <p>農水省・北海道; 55%</p> <p>離島; 60% 奄美; 70% 沖縄; 75%</p> <p>H17 年度予算額; 47,210,000 千円</p>	<p>補助率; 50% (又は 55%)</p> <p>沖縄; 75%、奄美; 55% (又は 65%)</p> <p>H17 年度予算額; 944,000 千円</p>																				

集落等に係る主な国の事業制度概要

事業名	中山間地域等直接支払交付金	農村振興総合整備事業	森林空間総合整備事業	防災集団移転促進事業																				
所管省庁	農林水産省	農林水産省	林野庁	国土交通省																				
目的	中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する	地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に推進する	多様化・高度化する国民の要請に応えた森林空間を創出するため森林環境教育促進の観点、健康づくりの観点、里山林整備の観点から、地域の実情に応じた望ましい森林空間の整備を推進する	災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転の促進を図る																				
採択基準等	<p>対象地域</p> <p>の地域振興立法等の指定地域のうち、の要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地</p> <p>対象地域</p> <p>特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域</p> <p>対象農用地</p> <p>ア 急傾斜農用地(田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上)</p> <p>イ 自然条件により小区画・不整形な田(大多数が 30a 未満で平均 20a 以下)</p> <p>ウ 草地比率の高い(70%以上)地域の草地</p> <p>エ 市町村長が必要と認めた農用地(緩傾斜農用地(田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満)、高齢化率・耕作放棄率の高い農地)</p> <p>オ 都道府県知事が定める基準に該当する農用地</p> <p>対象者</p> <p>集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等(第3セクター、生産組織等を含む)</p>	<p>対象地域</p> <p>(1)基本計画が作成されている区域であること。</p> <p>(2)農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)の区域であること。</p> <p>採択要件</p> <p>(1)事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること。</p> <p>(2)総合整備事業等により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められること。</p> <p>(3)基本計画に定める農村振興の目標を達成する上で適切なテーマが設定されていること。</p> <p>(4)総事業費が 200 百万以上であること。</p>	<p>対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林空間整備(除・間伐、枝打ち、植栽等)</li> <li>付帯施設整備(標識、林内作業場、駐車場、防火施設等)</li> <li>路網整備(林内歩道、作業路)</li> <li>用地取得</li> <li>林道整備</li> </ul> <p>条件基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域タイプ 500ha 以上のまとまりをもつ森林</li> <li>中山間タイプ 森林整備市町村、森林整備推進市町村又は林業振興地域でかつ振興山村、過疎地域又は特定農山村地域であって当該地域を含む市町村の林野率が 75% 以上である地域においておおむね 100ha 以上のまとまりを持つ森林</li> <li>生態環境共生タイプ 50ha 以上のまとまりを持つ森林</li> <li>森林健康促進タイプ 医療地域、健康増進施設の周辺において 50ha 以上のまとまりを持つ森林</li> <li>創造体験タイプ 人口おおむね 10 万人以上の都市周辺地域又は利用可能な緩傾斜の森林をもち、宿泊施設等に滞在可能な地域において、5ha 以上のまとまりを持つ森林</li> </ul>	<p>移転促進区域</p> <p>災害が発生した地域又は災害危険区域(建築基準法第 39 条)のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住民の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域</p> <p>住宅団地の整備</p> <p>住宅団地の整備については、10 戸以上(移転しようとする住居の戸数が 20 戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要。</p> <p>なお、新潟県中越地震被災地については 5 戸以上等に緩和する特例あり。</p>																				
補助又は交付対象事業	集落協定等に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下での 5 年間以上継続して行われる農業生産活動等、一定の要件の下での農用地保全体制の整備(必須要件)や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(選択的必須要件)の実施	農業生産基盤整備 農村生活環境整備 特認事業	全体計画調査 森林環境教育促進整備 森林健康促進整備 里山林機能強化整備 用地等取得	国庫補助の対象となる経費は以下のとおり 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費																				
事業実施主体	中山間地域等の市町村	都道府県、市町村等	都道府県、市町村	市町村(特別な場合は都道府県)																				
補助率・補助対象経費	<p>補助:定額</p> <p>地目別・区分別 10ha あたり単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> <th>採草放牧地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜</td> <td>21,000 円</td> <td>11,500 円</td> <td>10,500 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>8,000 円</td> <td>3,500 円</td> <td>3,000 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>草地比率の高い草地</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,500 円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)「補助対象」の を実施しない場合には上記単価の 8 割の単価とする。</p> <p>注2)以下の取組を実施する場合は、取組に応じて田で 500 円～1,500 円 / 10a、畑・草地で 500 円 / 10a 等の上乗せを行う。</p> <p>担い手への農地利用集積を新たに一定割合以上行う場合 新規就農者や担い手が条件不利な農地を引き受けて規模拡大する場合 一定規模以上の耕作放棄地の復旧を行う場合 法人を設立する場合</p> <p>H17 年度予算額;21,800,000 千円</p>		田	畑	草地	採草放牧地	急傾斜	21,000 円	11,500 円	10,500 円	1,000 円	緩傾斜	8,000 円	3,500 円	3,000 円	300 円	草地比率の高い草地	-	-	1,500 円	-	<p>補助率;50% 沖縄;2/3、奄美;52%</p> <p>H17 年度予算額;10,261,000 千円</p>	<p>補助率;</p> <p>森林空間整備等:1/2 用地等取得:1/3 森林管理道開設:基本補助率 45/100 (間伐等の目的で開設されるものは 50/100) 林道改良:30/100, 50/100</p> <p>H17 年度予算額;210,000 千円</p>	<p>補助率;3/4</p>
	田	畑	草地	採草放牧地																				
急傾斜	21,000 円	11,500 円	10,500 円	1,000 円																				
緩傾斜	8,000 円	3,500 円	3,000 円	300 円																				
草地比率の高い草地	-	-	1,500 円	-																				